

小環第 57010号  
令和 3 年 6 月 23日

埼玉県知事 大野 元裕 様

小川町長 松本 恒夫



さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書に係る意見  
について (回答)

令和3年5月28日付け環政第149号で照会のあった件については、下記  
のとおりです。

#### 記

(自然環境との調和)

1 事業計画区域は、小川町第5次総合振興計画の土地利用構想においてレクリエーションゾーンとして位置付けている。典型的な里山的景観が良好に残されているので、特に周辺の自然環境との調和に努めること。

(造成工事、土量、土地の改変)

2 造成工事について、基本的に事業地内での切土・盛土を計画し、地形改変量が最小限となるように努めるとともに、土砂災害の防止対策を徹底すること。

3 事業計画区域及びその周辺の自然生態系への影響が懸念されるため、改変区域が最小限となるよう努めること。

(交通渋滞、騒音、粉じん)

4 造成工事中、工事車両の搬出入が一時的に集中し、地域住民の生活環境に支障が生じないように、計画的かつ効率的な運行管理に努めること。

(法定外公共物)

5 事業計画区域には法定外公共物が多数含まれており、法定外公共物については売払いも賃貸も行わない方針であるので、事業計画区域の設定に当たっては法定外公共物を除外して設定すること。

(多様な生息種)

- 6 事業計画区域には多様な動物が生息しており、100haほどの地域に100種を超える貴重種が存在することは、当地が里山の多様な自然を有する場所として保全すべき場所であることを示している。特に生態的上位種の「サシバ」「ミゾゴイ」「ハチクマ」や「ホトケドジョウ」の生息も確認されていることから、生物多様性の保存及び持続可能な利用に特に努めること。

(歴史的・文化的背景、景観資源)

- 7 準備書では眺望及び景観資源について、直接的な影響はないと予測しているが、景観は地域の自然や歴史的・文化的背景の下に形成されたものであること及び施設設置後に改善措置を講ずることが困難であることに鑑み、保全や調和に特に努めること。

準備書では人と自然との触れ合いの場について、影響は小さいと予測しているが、ハイキングコースなどは生涯学習活動に活用されており、その機能、快適性、利用性の維持には特に努めること。

また、町が設置している滝ノ上から官ノ倉山へ向かう道のハイキングコースは、「現況の道」をコースとして設定しており、必ずしも「公図上の道」と一致しているわけではない。要約書 2-23(24)の道路計画図によると、計画道路用地と「現況の道」が重なるようであるが、その場合は、ハイキングコースとしての機能を維持するよう対策を図ること。